

用途等の変更をする使用過程車等の事前書面審査が始まります

令和元年10月1日から、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受検する自動車※1のうち、用途・乗車定員・車両総重量・自動車の種別を変更※2することにより適用される基準が変わるものについては、当該基準への適合性審査を適正かつ効率的に実施し現車審査時間の短縮が図れるよう、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の変更内容などを記載した新規検査等届出書を提出いただき、受理した届出書の事前書面審査が受検日の前日までに終了したものに限り現車審査を実施することになりますので、お知らせします。

※1:対象となる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車は対象外)

- ① 使用の過程にある自動車（登録抹消中の自動車を含む）
- ② 自動車予備検査証の交付を受けた自動車

※2:対象となる変更内容(乗用自動車・貨物自動車には、派生した特種自動車を含む)

- ① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの
 - ア 乗車定員9人以下の乗用自動車
 - イ 乗車定員10人以上かつ車両総重量が5.0トン以下の乗用自動車
 - ウ 乗車定員10人以上かつ車両総重量が5.0トンを超える乗用自動車
 - エ 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車
 - オ 車両総重量が3.5トンを超え12.0トン以下の貨物自動車
 - カ 車両総重量が12.0トンを超える貨物自動車
- ② 乗車定員について、次の区分を移行するもの
 - ア 11人以上の自動車
 - イ 10人の自動車
- ③ 自動車の種別について、次の区分を移行するもの（普通乗用から小型乗用に変更するもの、小型乗用から普通乗用に変更するもの、小型貨物から普通貨物に変更するものは対象外）
 - ア 普通自動車
 - イ 小型自動車
 - ウ 軽自動車

※ 改造自動車の事前書面審査の届出とは別のものですのでご注意ください。

※ 裏面もご確認ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



■新規検査等届出書とは

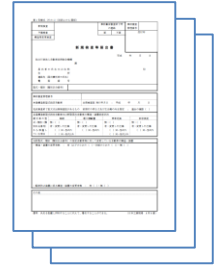
新規検査等届出書は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条、第37条の2、第37条の2の2、第38条及び第42条に基づく書面になります。

提出書面に虚偽があった場合には、同施行規則同条の違反となり道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第110条に基づき罰則を課すこととなります。

■新規検査等届出書の内容

当該自動車の構造・装置の変更内容に関する書面及び保安基準の適合性に関する書面などがが必要です。

- 新規検査等届出書（第1号様式）
- 自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の写し
- 諸元表又は車両諸元要目表
- 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真
- 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面
- 騒音規制の適合性に関する書面
- 排出ガス規制の適合性に関する書面
- 保安基準各条項の技術的要件の適合性に関する書面
- その他必要な書面



記載方法等の詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」附則3をご参照ください。

なお、必要な書面のうち様式が定められているものについてはWord形式のデータを当機構のホームページからダウンロードできますのでご活用ください。

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



自動車機構ホームページの
トップページを下方にスクロール



左から2番目のアイコンを
クリック



新規検査等の申請を行う
自動車関係からダウンロード



■新規検査等届出書の提出先

新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある自動車機構事務所にご提出ください。なお、郵送等による方法も可能です。

■事前書面審査の審査所要日数

受理した届出書の審査所要日数は、**届出書の受理日から最大15日**となりますので、日数に余裕をもってご提出ください。

なお、届出書の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除きます。